

第3章 インドネシアの環境紛争処理制度

名古屋大学 島田 弦

はじめに

(1) インドネシアにおける環境問題・公害問題の状況

インドネシア（正式国名はインドネシア共和国 Republik Indonesia）は、東西を太平洋とインド洋、南北をユーラシア大陸とオーストラリア大陸に挟まれた東南アジア島嶼部に位置しており、約17,500の島々から成る群島国家である。インドネシアの領域（もっとも外側の島を結んだ直線基線に囲まれる領域）は、赤道をまたぎ東西約5,100 km、南北約1,900キロメートルに及ぶ。これは、アメリカ合衆国本土をほぼ覆う広さに相当する。

国土の多くは広大な熱帯雨林に覆われており、その存在は地球温暖化に大きな影響を与えている。しかし、木材資源の過剰利用、焼き畑、鉱物資源開発などにより森林破壊は急速に進んでいる。他方、約2億2,000万人の人口の多くは、ジャワ島、バリ島、スマトラ島北部など限られた地域に集中しており、人口過密となっているそれらの地域では、1980年代以降の工業化と相まって河川、海洋および地下水の水質汚染、大気汚染、廃棄物問題などの公害が深刻となっている。

インドネシアは、1998年の経済危機で躓きながらも急速な経済成長を達成している。しかし、実際には国民の52.4%が一日2ドル以下の生活を強いられており、国連開発計画の定めたインドネシアの人間貧困指数(HPI-I)は18.2%となっている¹。人口の多くを占める貧困層にとって、その生活に対する環境破壊のマイナス効果を吸収・緩衝する余地はごく限られている。したがって、貧困層は水質汚染や大気汚染により農漁業から得る収入が断たれたり、また森林破壊の結果、生活基盤そのものが奪われるなど致命的な影響を直ちに被ってしまう。このような状況の下では、環境紛争の迅速、平和的かつ公正な処理は社会秩序にとっても重要である。しかし、実際には汚染者と被害者の経済的・社会的格差、司法制度や官僚機構の不備など環境紛争処理の阻害要因となる問題が多い²。

日本は、インドネシアに対して司法制度改革などの分野で技術協力を実施しているが³、環境紛争

¹ United Nations Development Program, *Human Development Report 2007/2008*
(http://hdrstats.undp.org/countries/data_sheets/cty_ds_IDN.html)

人間貧困指数(HPI-I)は、40歳まで生存できない確率、成人非識字率、改善されていない水源を利用している人口の割合、低体重児の割合からなる各指標の平均値をとったものである。

² Koesnadi は、環境法制度の不備により、環境紛争処理が汚染者と被害者の話し合いで行われることになり、しばしば公正さを欠く結果になる指摘している[Koesnadi: 57]。

³ 2002年からJICA、法務省などが協力して、国別研修「司法制度比較研究セミナー」を実施している。また、JICAは日弁連の協力を得て、「和解・調停制度強化支援プログラム」を実施している(2007年～2009年)。司法制度比較セミナーについては、裁判官・検察官などが主たる対象であり、裁判外紛争処理についてはまだ十分に着手していない。また、後者についても、試行段階であり実施実績は多くない。

処理にかかわる行政または民間による調停制度などについても今後検討していく余地がある。

(2) 公害および環境紛争処理に関する法制度の概観

インドネシア憲法第 33 条 3 項は「土地、水及びこれらの中に含まれる天然の富は、国家がこれを管理し、人民を最大限繁栄させるためにこれを利用する」と定め、環境管理に関する国家の責任を定めている。また、2002 年の憲法改正⁴により第 33 条 4 項が追加され持続的環境への配慮も定められた⁵。

インドネシアにおける環境法制度の主たる法源となっているのは生活環境管理法⁶である。生活環境管理法は 1982 年に「生活環境管理の基本規則に関する 1982 年法律第 4 号 *Undang-undang Republik Indonesia Nomor 4 Tahun 1982 tentang Ketentuan-ketentuan Pokok Pengelolaan Lingkungan Hidup*」(以下、1982 年生活環境管理法)として制定され、その後、1997 年に「生活環境管理に関する 1997 年法律第 23 号 *Undang-undang Republik Indonesia Nomor 23 Tahun 1997 tentang Pengelolaan Lingkungan Hidup*」(以下、1997 年生活環境管理法)として全面的に改正された。林業法、水資源法、鉱業法、海岸・島嶼地域管理法など個別の環境管理に関する法令の規定も、生活環境管理法の定める制度に準じている。

1997 年生活環境管理法に基づく、インドネシア環境法制の特徴としては、環境紛争処理における裁判外紛争処理制度の承認、汚染者の厳格(無過失)責任制度の採用、環境紛争における代表訴訟(クラスアクション)制度の採用、環境紛争代表訴訟における NGO の当事者適格の承認がある。また、環境に影響を与える事業または活動を行う企業または個人は、事業許可を取得するために環境影響分析 (*Analisis Mengenai Dampak Lingkungan, AMDAL*)、および環境影響評価調査 (*Studi Evaluasi Mengenai Dampak Lingkungan, SEMDAL*)を提出する義務を負っている⁷。

特に 1997 年生活環境管理法の制定により、インドネシア環境法制は非常によく整備された水準に達しているが、法執行の欠如が深刻な問題となっている。広大な国土と不十分な交通状況により遠隔地における環境破壊を効果的に取り締まることは困難である。また、行政および司法に蔓延する汚職は、たとえ法律に違反するような環境破壊を当局が関知していたとしても、それを放置してしまう。さらに国家全体として官僚機構は脆弱であり、環境破壊に対する十分な調査・対応能力を欠いている。

これに加えて、スハルト体制後に進んでいる地方分権化および慣習法的共同体の権利承認の流れが環境紛争処理にも影響を与えている。

⁴ インドネシア共和国憲法の改正は、スハルト大統領辞任を受け、1999 年から 2002 年までに 4 次にわたり行われた。

⁵ 第 33 条 4 項「国民経済体制は、共同性、公正な効率性、持続性、環境への配慮、自律性の原則、並びに、国民経済の進歩と統一の調和を維持し、経済民主主義に基づき運営される。」

⁶ 1997 年生活環境管理法は「生活環境」を「人間およびその他の生物の生活および繁栄の持続性に影響を与えるすべての物質、能力、状況、人間を含む生物および行動を包含する統一的な空間」と定義している(第 1 条第 1 号)。

⁷ 政府規則 1986 年第 29 号で規定(その後、政府規則 1993 年 51 号と政府規則 1999 年 27 号で改正)。同政府規則は、社会的文化的環境への影響調査基準を策定するために施行まで 1 年間の経過期間を設けた。翌年、実施規定として人口環境大臣令 1987 年 51 号および 52 号を制定した。

(3) 構成

本項では、まずインドネシアの環境行政機構について概観したのち、1997年生活環境管理法の規定する環境紛争処理制度について、旧法である1982年生活環境管理法と比較しながら検討する。その上で、ケーススタディとして環境紛争処理事例を紹介する。

1. 環境行政機構

(1) 環境省

インドネシアにおける環境行政の主管官庁は、環境省 (Kementerian Lingkungan Hidup)である。環境省の前身として、1972年にストックホルム人間環境会議にあわせて設置された国家環境管理委員会がある⁸。その後、1978年に独立した省として開発管理環境省が発足、そして1983年に人口環境省への改組を経て、現在は1993年に環境省になっている。また、2002年に後述の環境影響対策庁を合併した。環境省の組織は図1のようにになっている。

(2) 環境影響対策庁 (現在は環境省に吸収)

環境省が環境政策全体の策定および統括を業務としているのに対して、環境規制実務を担当する機関として、環境影響対策庁(Badan Pengendalian Dampak Lingkungan, BAPEDAL)があった。環境影響対策庁は、1990年に大統領決定1990年第23号に基づき設置された(根拠法令は、その後、大統領決定1999年第10号に変更)。環境影響対策庁は、大統領直轄の独立機関であるが、局長は環境大臣が就任した⁹。ただし、環境影響対策庁は2002年大統領決定第2号により環境省に吸収改組された。この改組の背景には、1999年以降の地方分権化政策により、環境管理が中央から地方(特に州 propinsi および県 kabupaten)へ移行されたことがある。環境管理実施権限は県・市の Bapedalda に移ったが、県・市の乱立など地方分権は混乱状況にある[山本: 1]。

1999年大統領決定第10号第3条によると、環境影響対策庁の職務は a.全国的な環境技術政策の調査策定、b.環境影響分野技術政策の決定、c.国際協力を含む調整、d.社会および地方政府の活動支援、e.政府機関の能力・人的資源・パートナーシップの強化、f.環境破壊の防止および対策、g.有害危険物質および廃棄物管理の監視・調査・指導および技術評価、h.環境紛争の監視、法の実施および解決、i.広報システムおよびサービスの開発、j.教育訓練を通じた啓蒙のための環境パートナーとのネットワーク構築計画、k.災害警戒制度・環境影響対策設備・人材の整備、l.環境影響対策のための監視・調査・監督、である。これらの権限も2002年以降、環境省に移管された。

2. 環境紛争処理制度

以下、1997年生活環境管理法における環境紛争処理に関する規定について、1982年生活環境管理法と比較しながら概略を述べることとする。表1に、両法律の主な規定の対照表を示した。

⁸ 同委員会に先行して、省庁間委員会である環境部門政策策定計画委員会(Panitia Perumus dan Rencana Kerja Bagi Pemerintah di Bidang Lingkungan Hidup)も設置されている。

⁹ 2002年以前の環境影響対策庁の組織については本田[2003: 62]を参照。

(1) 民事的な環境紛争処理

環境紛争処理は、環境汚染に起因する損害賠償請求や操業差し止め請求などの民事的紛争処理、法令に違反した汚染者に対して罰金および懲役などを課す刑事的紛争処理、そして法令に違反した汚染者の事業許可の取り消し、一時停止、警告など監督官庁が行う行政的紛争処理に分類される。ここでは、民事的紛争処理について、1982年生活環境管理法および1997年生活環境管理法の規定を紹介する。

1982年生活環境管理法第20条第1項は、汚染者に対して被害者は損害賠償請求を提起することができることを定めていた。また、同条は環境汚染に関する損害賠償の調査について、汚染者、被害者および政府の代表から構成するチームを設置するものと定めていた(第20条第2項注釈¹⁰)。この三者代表により構成するチームは、損害賠償の額および方法について定めるほか、調停の役割も有していた。ただし、調停が達成されない場合、裁判所に判決を求めることができるとしていた。

1997年生活環境管理法第30条第1項は「環境紛争の処理は、紛争当事者の意思による選択に基づき、裁判手続または裁判外手続により行える」と定め、民事的環境紛争処理について裁判手続(訴訟)と裁判外手続(調停)の二本立てで行うことを定めている。当事者が裁判外手続による紛争処理を選択した場合でも、一方または両方が調停に達することができないと宣言した場合、裁判手続に移行することができる。

裁判外手続を選択した環境紛争当事者は、紛争解決に当たり第三者によるサービスを受けることができる(第32条)。この第三者サービスは、調停の仲介や拘束力のある決定を行う仲裁を含む。また、政府および民間が、第三者サービスを行う機関を設置することができる。

(2) 厳格責任原則

環境を汚染した事業者に対して過失の有無にかかわらず損害賠償責任を負わせる厳格責任原則について、1982年生活環境管理法は限定的に採用していた。すなわち、1982年生活環境管理法の規定(第21条)によると「一定の資源の種類に関係する活動において、環境の破壊および汚染が発生した際に、破壊者または汚染者に対して絶対的な責任」を生じさせる。ただし、どのような事業が厳格責任原則に該当するかは別に定める実施法令に基づく。

これに対し、1997年法はより広い厳格責任原則を採用した。すなわち、同法第35条第1項は「環境に対して大規模かつ重大な影響を生じさせる事業または活動、危険または有毒な物質を利用する事業または活動、もしくは危険または有毒な廃棄物を排出する事業または活動の責任者は、それにより生じた損害に対して絶対的責任を負うものとし、環境汚染または破壊が生じたときには直接かつ直ちに損害賠償を支払う義務を負う」と定めている。すなわち、環境に重大な影響を与える事業または危険有毒物物質を扱う事業を行う企業は、原則として環境汚染について厳格責任を負う。ただし、環境汚染が天災・戦乱によるもの、不可抗力によるもの、または第三者によるものである場合に限り、厳格責任は免除される(第35条第2項)。

¹⁰ 「注釈 *penjelasan*」とは、インドネシアの法令に独特の形式であり、法令本文に付属する文書として同時に公布される。注釈には、立法趣旨・目的の詳細を述べる一般注釈 *penjelasan umum* と、各条項毎にその目的・解釈基準を述べる逐条注釈 *penjelasan pasar demi pasar* がある。注釈は、法令本文に準ずる裁判既判力があるとされる。

(3) 代表訴訟制度

ある大きな集団を構成するものの一部が、その集団全体の不利益を根拠に提訴することを認める代表訴訟制度は、環境紛争については1997年生活環境管理法で初めて採用された制度である。

1997年生活環境管理法によると、代表訴訟の当事者となるのは「共同体」と「環境組織」である。同法第37条第1項は「共同体は、共同体生活に損害を与えるさまざまな環境問題について、裁判所に代表訴訟を提起する権利、または法執行官へ通報する権利を有する」と定めている。また、第38条第1項は「パートナーシップ形式による環境管理責任実施において、環境組織は、環境機能維持のために訴えを提起する権利を有する」と定め、環境組織の環境紛争における当事者適格を認めている。同法第38条第3項は、当事者適格を有する環境組織の条件として、法人または財団としてその定款に環境機能維持を設立目的として記載し、現に活動を行っているものと緩やかに定めている。ただし、環境組織の提起する訴訟の請求内容は、環境機能回復のための措置を求めるものに限られ、損害賠償を含めることはできない(第38条第2項)。

判例上、環境紛争における代表訴訟が認められたのは、北スマトラ州の化学繊維工場が起こした工場周辺の環境破壊について争ったインドレーヨン・インティ・ウタマ社(PT. Indorayon Inti Utama, IIU 社)事件である。IIU 社は1983年に、北スマトラ州の高原にあるトバ湖からの水力発電を利用して化学繊維やパルプを生産することを計画して設立された(その後、塩酸、水酸化ナトリウムなども生産)。その後、工場敷地開発による森林伐採が原因となった土砂崩れや、廃棄物による環境汚染の損害について、1988年に周辺村落の住民および環境 NGO である WAHLI が会社および州・国を訴えた事件である。この事件で、中央ジャカルタ地裁は原告の請求を棄却したが¹¹、他方で、WAHLI が公的な「環境利益」に基づき代表訴訟を提起する原告適格、および国の行政処分に対する裁判管轄権(行政裁判¹²)を認める決定を行った。

判決は、環境を「共有財産」(common property)であるとし、環境保全に対する公益を認めた。そして、1982年生活環境管理法の定める、環境管理に参加するすべての人の権利および義務、ならびに NGO の役割に基づき、全国的な環境 NGO である WAHLI の代表訴訟原告適格を認めるとした[Nicholson: 58]。

また、IIU 社事件判決の原則は、再森林化基金(Reafforestation Funds)を国営航空機企業のために流用した IPTN 事件(1994)でも確認された[Nicholson: 59]。

(4) NGO の役割

近年、特に1998年のスハルト大統領退陣以降、インドネシア政府は各分野において、NGO を政策策定のメンバー(委員会やタスクフォース)に加える方式をとっている。インドネシアではこの方式をパートナーシップ(kemitraan)と呼んでいる。1997年生活環境管理法は、パートナーシップ方式のさきがけとなったものである。

1982年生活環境管理法の規定でも、NGO に関する規定は存在していたが、それは「非政府組織は、生活環境管理の支援者としての役割を有する」(第19条)と定めるにとどまっていた。

これに対して、1997年生活環境管理法は、上述のように環境紛争の代表訴訟について、NGO の

¹¹ 1989年8月14日中央ジャカルタ地裁判決(判決番号 No. 820/Pdt.G/1988/PN.Jkt.Pst)

¹² インドネシアにおいて行政裁判所法が制定されたのは、判決後の1991年である。

当事者適格を認めるなど、環境行政の主体として NGO を積極的に位置づけている。

また、1997 年法は環境紛争調停において、民間による第三者サービスの利用を認めることを定めているが、1992 年頃から紛争が顕在化した中部ジャワの食品工場による環境汚染、Palur Raya 社事件の交渉プロセスでは地元の環境関連 NGO 代表が第三者調停人となった例がある。この事件では、企業、地元住民、政府機関、NGO、議会など多くの利害関係者が関与した。この中で、政府機関である BAPEDAL は大臣の指示を受けて、交渉のまとめ役を行う一方で、すべての当事者の合意により、地元 NGO の代表である Goenawan Wibisono が第三者調停人として指名された [Nicholson: 212-213]。

3. まとめ

1997 年生活環境管理法は、インドネシアにおける環境紛争処理について、裁判外手続の承認、第三者による調停・仲裁の承認、代表訴訟制度の導入、NGO の活用など非常に先進的な制度を定めるものである。しかし、冒頭に述べたようにインドネシアにおける他の法令と同じく、法の執行について課題を抱えている。とりわけ、地方分権政策と慣習的共同体の権利にかかわって次のような問題がある。

環境影響対策庁は、環境政策実施の中心的機関として 1990 年に設置された。しかし、1998 年以降の地方分権化政策で環境対策が県市に移管されたことに伴い、環境影響対策庁は環境省に統合されてしまい、現在までその位置づけは曖昧になってしまっている。他方で、地方分権は、スハルト体制下ではさしたる権限を有していなかった県市に大きな利権をもたらした結果、インドネシア全国で県市の乱立という事態を生じさせてしまった。これらの県市の多くは、財政的にも行政的にも能力が不十分である。現在、USAID などが支援して行っているインドネシア行政改革 (Democratic Reform Support Program, DRSP) では、県市の整理が主たる課題の一つとなっている。このような状況において、効果的・効率的な環境紛争処理や環境管理に関する法制度が機能しているかどうかは不透明である。

今一つの問題であるウラヤット権 hak ulayat と呼ばれる慣習的共同体の権利は、1999 年の憲法改正によって規定されたものである¹³。スハルト体制の中央集権的な開発主義政策の下で、慣習的共同体の土地などに対する権利は軽視されていた。慣習法的共同体が伝統的に利用してきた土地の多くは登記されていなかったため、政府はそれを国有地として企業に利用権を与えてきた。その結果、開発業者と地元民との間で、土地に関する権利をめぐる多くの紛争が生じてきたが、スハルト体制においてはそれらの紛争は軍などにより封じ込められてきた。慣習的共同体の権利の承認は、強権的な開発政策を見直すものとして画期的なものである。しかし、Davidson=Henley の指摘するように、慣習法的権利の主張はしばしば、排他的な地域主義の主張であったり、あるいは地域権力者が恣意的に援用するケースが見られる。したがって、慣習法的な共同体を環境紛争処理においてどのように積極的に位置づけていくかという課題とともに、いかに統一的な環境政策・環境紛争処

¹³ 第 18B 条 2 項「国は、慣習法に基づく社会単位及びその伝統的権利につき、これが依然として存在し、かつ、社会の発展及び単一のインドネシア共和国の原則に適合する限りにおいて、法律に基づき承認し、かつ、尊重する」

理を適用していくかということも課題となる。

【参考文献】

Davidson, Jamie and Henley, David eds., *The Revival of Tradition in Indonesian Politics: The deployment of adat from colonialism to indigenism*, Routledge, 2007. Koesnadi Hardjasoemantri, "Environmental Law and Administration in Indonesia" (アジア経済研究所総合研究部編『インドネシアにおける環境意識と公害紛争処理』アジア経済研究所、1993年)。

Nicholson, David, *Environmental Dispute Resolution in Indonesia*, 2005, Ph.D dissertation submitted to Leiden University, the Netherlands.

(https://openaccess.leidenuniv.nl/dspace/bitstream/1887/580/12/Thesis_Nicholson.PDF: Accessed on 16 May, 2008)

作本直行「インドネシアの環境法と行政制度」(野村好弘・作本直行編著『発展途上国の環境法—東南・南アジア』アジア経済研究所、165-211頁。

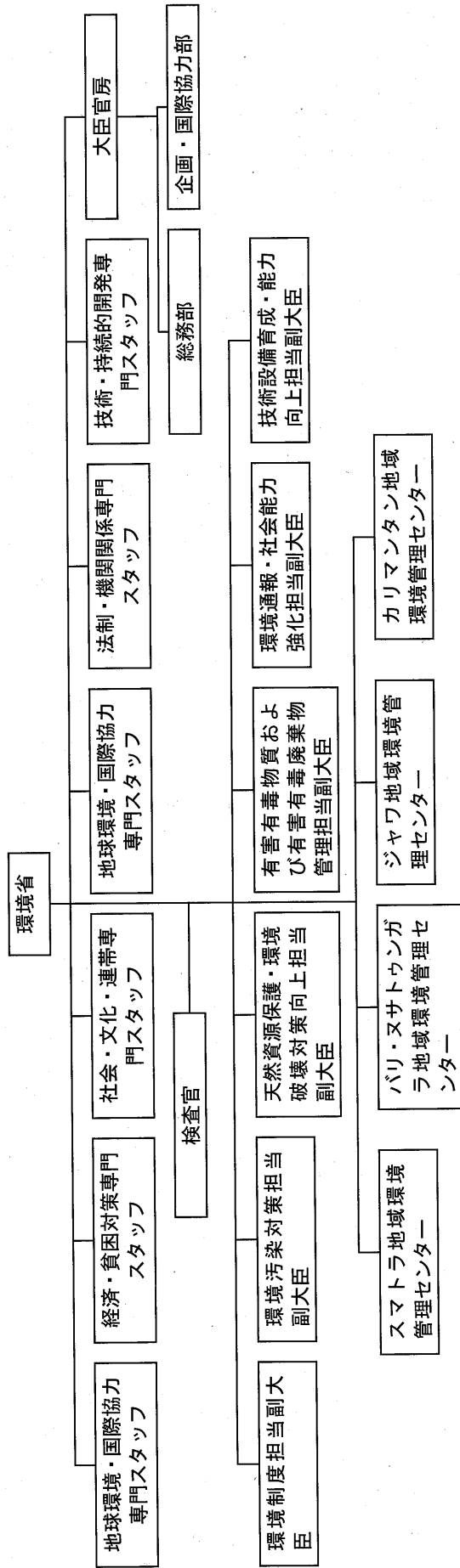
本田直子「アジアにおける社会的環境管理能力の形成：ケース・スタディ」、アジア経済研究所『アジアにおける社会的環境管理能力の形成—ヨハネスブルグ・サミット後の日本の環境ODA政策—(トピックレポート No.50)』、アジア経済研究所、2003年、43-69頁。

(<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Topics/50.html>)

山本哲平『インドネシアにおける大気質管理と社会的能力：AQMS (Air Quality Monitoring System)評価・分析から(Discussion Paper Series Vol.2007-3)』広島大学、2007、1頁。

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/hicec/products/DP2007/DP2007-3.pdf>)

【図1】インドネシア環境省組織図



Source: インドネシア環境省 Web サイト

【表 1】1982 年生活環境管理法(生活環境管理の基本規則)に関する 1982 年法律第 4 号、Undang-undang Republik Indonesia Nomor 4 Tahun 1982 tentang ketentuan-ketentuan pokok pengelolaan lingkungan hidup)と 1997 年生活環境管理法 (生活環境管理に関する 1997 年法律第 23 号、Undang-undang Republik Indonesia Nomor 23 Tahun 1997 tentang Pengelolaan Lingkungan Hidup)の比較

	1982 年法 (括弧内は公定注釈)	1997 年法
紛争 解決 制度	<p>第20条 (1)環境を破壊または汚染したものは、良好かつ健康な生活環境への権利を侵害された被害者にたいし、損害賠償支払い義務の責任を負うものとする。 (2)被害者による申し立ての方法、チームによる損害の形態、種類および規模に関する調査の方法、ならびに損害賠償算定の方法は、法令によってこれを定めるものとする。 (…損害の形態、種類および規模に関する調査は、政府の設置するチームが行うものとする。調査は、経済、医学、社会、文化およびその他必要な分野をカバーするものとする。被害者、汚染者および政府代表から構成するチームは、各事件毎に設置するものとする。必要な場合、チーム成員として専門家を任命することができる。定められた期限内に合意が得られない場合、解決は地方裁判所で行うものとする。)</p> <p>(3)生活環境を破壊または汚染したものは、国に対し生活環境回復費用を支払う義務を負うものとする。 (第2項注釈に定める損害賠償支払い義務に加えて、環境破壊者または汚染者は、回復に必要な生活環境回復費用を国に支払う義務も負う。第2項注釈に定めるチームに、生活環境回復費用の額を定める職務を依属することができる。)</p> <p>(4)生活環境回復費用の決定および支払いの方法は、法令によってこれを定めるものとする。</p>	<p>第30条 (1)環境紛争の処理は、紛争当事者の意思による選択に基づき、裁判手続または裁判外手続により行える。 (2)第1項に定める裁判外紛争処理は、本法律に定める環境犯罪については適用のないものとする。 (3)裁判外紛争処理を選択した場合、紛争の一方または両方の当事者が当該手続で合意にいたらないことを宣言した場合にのみ裁判手続による訴えを提起することができる。</p> <p>第31条 裁判外手続による環境紛争処理は、損害賠償の形式および額について、または、環境に対する負の影響の発生または再発が起らないことを保障するための一定の措置について合意するために行う。</p> <p>第32条 第31条に定める裁判外手続による環境紛争処理において、環境紛争処理を支援するために決定を行う権限を有しない、または決定を行う権限を有する第三者のサービスを利用することができる。</p> <p>第33条 (1)政府または市民は、環境紛争処理サービスを提供する自由かつ中立な機関を設置することができる。 (2)環境紛争処理サービス提供者に関する規定は、政府規則により更にこれを定めるものとする。</p> <p>第34条 (1)事業または活動の責任者は、ほかの者または環境に対して損害を生じさせる生活環境汚染または破壊である不法行為について損害賠償または一定の措置をとる義務を負う。</p>

<p>第21条 一定の資源の種類に関係する活動において、環境の破壊および汚染が発生した際に、破壊者または汚染者に対して絶対的な責任を生じさせるものとし、関係する法令においてこれを定める。 (絶対的責任は、この規定が適用される活動の種類および分類を定める法令に基づき決定する事件について選択的に負わせるものとする。)</p>	<p>(2)第1項に定める一定の措置を行う義務に加えて、裁判官は当該措置の実施を怠った場合について一日ごとの強制金支払いを定めることができる。</p> <p>第35条 (1)環境に対して大規模かつ重大な影響を生じさせる事業または活動、危険または有毒な物質を利用する事業または活動、もしくは危険または有毒な廃棄物を排出する事業または活動の責任者は、それにより生じた損害に対して絶対的責任を負うものとし、環境汚染または破壊が生じたときには直接かつ直ちに損害賠償を支払う義務を負う。 (2)以下に定める事由のいずれか一つに該当する場合、事業または活動の責任者は、第1項に定める損害賠償支払い義務を免除されるものとする： a.自然災害または戦乱の発生； b.人間の能力を超えたやむを得ない事態の発生； c.環境汚染または破壊の発生原因となる第三者による行為の存在。 (3)第2項c号に定める第三者による損害の発生がある場合、第三者は損害賠償支払い責任を負うものとする。</p> <p>第36条 (1)裁判所への出訴の期限は、有効な刑事手続法規定の定める期限を準ずるものとし、被害者が環境汚染または破壊のあることを知ったときより起算する。 (2)第1項の定める出訴の期限に関する規定は、危険または有毒な物質を利用する、もしくは、危険または有毒な廃棄物を排出する事業または活動に結果する環境汚染または破壊には適用しないものとする。</p> <p>第38条 (1)パートナーシップ形式による環境管理責任実施において、環境組織は、環境機能維持のために訴えを提起する権利を有する。 (2)第1項の定める訴えを提起する権利は、現実の費用または支出を除く損害賠償請求を伴わない、一定の措置を実行する権利を請求するものに限るものとする。 (3)環境組織は、以下に定める条件を具備する場合、第1項に定める訴えを提起する権利を有するものとする： a.法人または財団形態である； b.当該環境組織の定款において、当該組織の設立目的が環境機能維持のためであることを明確に定めている； c.当該定款に基づき活動を行っている。</p>
<p>第19条 非政府組織は、生活環境管理の支援者としての役割を有する。</p> <p>N G O の 役 割</p>	

<p>第39条 個人、市民または環境組織が環境問題について訴えを提起する手続は、有効な刑事手続法によるものとする。</p>	
<p>代表訴訟</p>	<p>第37条 (1) 共同体は、共同体生活に損害を与えるさまざまな環境問題について、裁判所に代表訴訟を提起する権利、または法執行官へ通報する権利を有する。 (2) 共同体の基本的生活へ影響を与える程の環境汚染または破壊の結果により共同体が被害を受けていることを知った場合、環境部門に責任を有する政府機関は、共同体の利益のために措置をとることができるものとする。 (3) 第2項に関する規定は、政府規則により更にこれを定める。</p>